

2021年6月4日

従業員の新型コロナウイルスワクチン接種時の勤怠の取り扱いについて

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：宮下功）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、ワクチン接種時の勤怠の取り扱いに関する方針を決定いたしました。

弊社では、従業員の命と健康を守るため、また社会的にも集団免疫効果に寄与するという観点から、政府の方針に従い、従業員に新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨※1いたします。

勤怠の取り扱いについては、国内のグループ従業員※2を対象に、一人一人がワクチン接種に対して柔軟に時間を確保できるよう、移動時間や接種後の経過観察時間等を含めて就業時間内でのワクチン接種を認め、その時間は出勤扱いとして就業免除※3とします。また、接種後に接種部の異常や頭痛・発熱・倦怠感等の体調不良が見られ、就業が困難な場合は、接種当日から翌日までの間、同様の対応とします。※4

※1 接種については、あくまでも推奨であり、接種するか否かは個人の判断を尊重します

※2 対象は伊藤ハム米久ホールディングス株式会社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社、以下子会社含む

※3 時間単位・日単位いずれも取得可能（各事業会社による）

※4 ワクチン接種翌々日以降は年次有給休暇を利用できます

弊社は、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施するとともに、ワクチン接種を希望する従業員が安心して接種を受けられる環境を整備し、一人一人が柔軟な働き方を実践できるよう取り組みを進めてまいります。

ワクチン接種時の勤怠取り扱い

対象者： 国内の伊藤ハム米久ホールディングスグループ従業員 約1万5,000人が対象

対象期間： 2021年6月16日～2022年2月28日（月）予定

※政府が定める新型コロナウイルスワクチン接種実施期間に準ずる

内容： 【1】ワクチン接種時

就業時間中にワクチンを接種する場合、その時間は出勤扱いとして就業免除とする

【2】ワクチン接種当日～翌日

接種部の異常や、頭痛・発熱・倦怠感等の体調不良が見られ、就業が困難な場合は出勤扱いとして就業免除とする

【3】ワクチン接種翌々日以降

私傷病扱いとして年次有給休暇を利用できる

伊藤ハム米久ホールディングスグループは、事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します。

本リリースに関するお問い合わせ先

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
総務部広報室 篠原、眞島  
Tel:03-5723-6889 Fax:03-5723-2112